

令和2年度 東京大学入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所等	日 時：令和3年3月16日(火)11:00~12:00 開催方法：オンライン開催	
委 員	委員長 清水 幹裕 (弁護士) 委 員 蟹澤 宏剛 (大学教授) 委 員 竹内 啓博 (公認会計士・税理士)	
審議対象期間	令和2年1月1日から令和2年12月31日までに契約締結した案件	
抽出案件(合計)	4 件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立ては無し。 抽出案件の個別審議に当たっては、委員長を含む全委員が全案件の審議を行った。
工 事	3 件	
一般競争入札	3 件	
随意契約	0 件	
設計・コンサルタント業務	1 件	
公募型プロポーザル方式	1 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問およびそれに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	な し	

質 問	回 答
<p>1. 東京大学において発注した建設工事及び設計・コンサルタント業務について</p> <p>・特になし</p>	
<p>2. 再苦情申し立て状況報告について</p> <p>・特になし</p>	
<p>3. 談合情報等報告について</p> <p>・特になし</p>	
<p>4. 審議対象工事及び設計・コンサルティング業務の抽出について</p> <p>・特になし</p>	
<p>5. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出条件の審議について</p>	
<p>①(本郷)附属図書館(Ⅳ)改修工事</p>	
<p>参加が一社であった本工事は当事業のⅣ期工事であるが、Ⅲ期以前の工事においてはどのような入札状況だったのか。</p>	<p>過去5度の調達のうち2度目以降の調達に際しては、全て本工事の受注者が一社応札のうえ、落札または不落随契にて契約の相手方となっており、いずれも高い落札率となっている。</p>
<p>過去の調達時から一社応札が連続している事由としては何が考えられるか。</p>	<p>文化財建築物等にかかる改修実績を入札参加条件に設定したことが、参加者が少ない要因の一つと考えている。これは、附属図書館の歴史的重要性から不可欠な設定であったと考えている。</p>
<p>不落随契協議においては、見積書は何回徴収したのか。 また、不落決定時の2回目応札額から協議成立の見積額まで、どのような点について見積額の削減が行われたのか。</p>	<p>見積書を4回徴収した結果、協議成立に至った。見積価格の削減においては、資材単価や人工数など全般的に削減が行われた。</p>
<p>文化財級の歴史的建造物に対する改修工事については、今回の事例も踏まえて、今後も適切に予定価格を積算することが重要であろう。</p>	<p>了解した。</p>
<p>②TSCP環境対策工事(照明器具取替)(Ⅱ期)</p>	
<p>低入札の落札であり低入札者が複数あった本工事は当事業のⅡ期工事であり、説明によるとⅢ期工事も先日入札執行されたということだが、Ⅰ期工事及びⅢ期工事の入札状況はどのような結果か。</p>	<p>Ⅰ期工事、Ⅲ期工事とも、Ⅱ期工事と同じ相手方が低入札にて落札した。なお、低入札者はⅠ期工事においては落札者のみであり、Ⅲ期工事では落札者を含め2社であった。</p>
<p>Ⅰ期工事の低入札の結果を、Ⅱ期工事の予定価格積算に直接反映させているか。</p>	<p>Ⅰ期工事の低入札者は落札者のみであったこともあり、直接反映はしていない。</p>
<p>資材価格について、直近の同種工事等の落札結果を予定価格にどう反映させていくかは、今後の検討課題だろう。</p>	<p>了解した。</p>
<p>照明器具における「相当品」とは、どのようなものか。</p>	<p>共通仕様及び特記仕様を満たした製品の中で、省エネルギーの面でより高性能な製品としている。</p>

③(岐阜県神岡)神岡宇宙素粒子国際共同研究拠点新営その他機械設備工事	
契約相手方は、同事業の電気設備工事の相手方ということだが、工種が異なるため配置予定技術者は電気設備工事とは別の技術者という事か。	そのとおりである。
不落随契協議においては、見積書は何回徴収したのか。 また、不落決定時の2回目応札額から協議成立の見積額まで、どのような点について見積額の削減が行われたのか。	見積書を2回徴収した結果、協議成立に至った。価格の削減においては、施工人工数や機器単価を始めとして全般的に削減が行われた。また、同事業の電気設備工事と併せて施工できるスケールメリットも、費用削減が可能になった要因と考える。
④(医病)総合研究棟改修(臨床系)(建築)設計業務	
プロポーザルにおいて評価を行う者は誰か。 また、評価点はどのように決定しているか。	本学で組織する建設コンサルタント選定委員会が行っている。 また、評価点は、審議のうえ最終的に各委員が採点した点数の平均値を採用している。
特定者の得点結果90.9点は、他の事例と比較し高い部類に入るのか。 また、プロポーザルにおいて特定に必要な最低基準点は設けているか。	本プロポーザルの特定者に対する評価は、他の事例と比較しても高い方である。 また、特定に必要な最低基準点は設けていない。
「ワーク・ライフ・バランス等」の企業実績が評価に加えられたことは、労働基準法等の観点から大変重要なことである。今後も、評価における配点の大きさなどを検討いただきたい。	了解した。なお現在は、文科省の取り組みも踏まえ、本項目の配点比率を当該プロポーザルの時より引き上げている。当時は総点数の約3%であったところ、約5%としている。